

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	島根県	...
3. 市区町村名	大田市	...
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	...
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ohda.lg.jp/tag/20006/20131	

執行機関名 大田市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大田市福祉医療費助成条例(平成17年大田市条例第105号)による福祉医療対象者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	45	
③ 番号法別表第2の項	65	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年大田市条例第36号)別表第1 大田市福祉医療費助成条例(平成17年大田市条例第105号)による福祉医療対象者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第百二十九号)第1条	大田市福祉医療費助成条例(平成17年大田市条例第105号) 第1条、第2条第7項

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、<u>母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この条例は、福祉医療対象者に対して医療費を助成することにより、<u>福祉医療対象者の健康の保持と生活の安定を図り、もつて福祉医療対象者の福祉の増進に資することを目的とする。</u></p> <p>第2条 この条例において「福祉医療対象者」とは、大田市内に居住地を有する者であつて次の各号のいずれかに該当するもの(第2号、第3号、第4号、第5号又は第6号に該当する者にあつては、大田市外の児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設へ入所している者(同法第27条第1項第3号又は第27条の2の規定による入所措置がとられた場合に限る。)、又は大田市外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設へ入所している者、又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設に入所している者を含む。)をいう。ただし、別表第1に掲げる者を除く。</p> <p>(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、次のいずれかに該当する者(以下「児童」という。)を養育するもの(別表第1第4項において「配偶者のない者」という。)及び当該児童</p> <p>ア 18歳に満たない者</p> <p>イ 18歳に達した者のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは高等専門学校の第3学年までの学年、同法による特別支援学校の高等部又は同法による専修学校の高等課程の第3学年までの学年に在学している者。ただし、20歳に達した者を除く。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>大田市福祉医療費助成条例(平成17年大田市条例第105号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	大田市福祉医療費助成条例第5条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	医療証等の交付申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	大田市福祉医療費助成条例第2条別表第1、別表第2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行うもの若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に係る情報	世帯全員の道府県民税又は市町村民税に関する情報
備考		